

契 約 変 更 理 由 書

工 事 名	(仮称) 新玉津住宅給排水設備工事
設計変更第 4 回 ・ インフレスライド条項による請負代金額の変更 ※神戸市工事請負契約約款 第 24 条 7 項 (賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更) ※ 神戸市工事請負契約約款 第 24 条 (賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更) 7 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。 国土交通省資料より転載 残工事に対する 変動前後の差額 (A) 請 負 額 (変動前残工事額 : B) 出来高 残 工 事 インフレスライド*変更額 $A - B \times 1.0\%$ ただし、$A > B \times 1.0\%$ の場合のみインフレスライド*を 適用可能 契約日 急激な賃金水準や 物価水準の変動 14日以内 請求日 基準日 (受発注者協議) 残工期2ヶ月以上 工期末	
契約変更理由 ・ 神戸市工事請負契約約款第 24 条第 7 項に基づく請求を受けたため。	